JIS

印刷技術－
印刷製品の環境側面の伝達に関する
要求事項－第 1 部：印刷一般

JIS B 9632-1：2026

（JBMIA/JSA）

令和 8 年 10 月 20 日　制定

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	田 辺 新 一	早稲田大学
（委員）	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	齋 藤 美 佳	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 根 敏	国立大学法人埼玉大学

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：令和 8.10.20
官 報 掲 載 日：令和 8.10.20
原 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-4-10　リーラヒジリザカ　TEL 03-6809-5010）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-11-28　三田 Avanti　TEL 050-1742-6017）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
序文 1
1　適用範囲 3
2　引用規格 4
3　用語及び定義 4
4　一般原則 7
5　基準及びパラメータ 9
5.1　材料及び消耗品のデータ収集 9
5.2　サプライヤーの要求事項 9
5.3　印刷物の生産及び印刷方法 9
5.4　サプライヤー及び第三者のサービス 9
5.5　記録の保存及び評価 9
5.6　除外 10
5.7　化学物質及び材料 10
5.8　大気及び水への排出 10
5.9　材料効率 11
5.10　エネルギー消費 11
5.11　二酸化炭素排出量 14
5.12　廃棄物 14
5.13　リサイクル素材の含有量及び割合 14
5.14　リサイクル適性 15
5.15　再使用性 16
6　環境声明の要求事項 16
6.1　一般原則 16
6.2　デジタル製品パスポートを有効化するために必要なデジタルデータの伝達 17
附属書 A（規定）伝達するべき環境有害物質 20
附属書 B（規定）高リスク環境有害物質 22
附属書 C（規定）揮発性有機化合物（VOC） 23
附属書 D（参考）水質汚染に関連する法律の例 24
附属書 E（参考）廃棄物に関する規制及び法律の例 26
附属書 F（参考）環境有害物質に関する声明書の例 28
附属書 G（参考）VOC 使用に関する声明書の例 29
附属書 H（参考）包括的な環境声明書の例 30
参考文献 31
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表 34
解　説 36

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
B 9632-1：2026

印刷技術－印刷製品の環境側面の伝達に関する要求事項－第 1 部：印刷一般

Graphic technology—Requirements for communication of environmental aspects of printed products—Part 1: General printing

序文

この規格は，2022 年に第 1 版として発行された **ISO 22067-1** を基とし，欧州連合が公布した持続可能な製品のためのエコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation，以下，ESPR という。）を考慮して，将来的な適用可能性及び国際的な整合性を高めるため，技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項又は参考事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，**附属書 JA** に示す。

この規格は，印刷物の環境性能に関する情報を多面的かつ詳細に開示することを目的として作成している。国内の既存制度は，基準値に対する合否判定が中心であり，十分な情報提供がされていないため，環境情報の透明性向上を図る必要がある。

この規格は，印刷物生産のサプライチェーンの参加者に対して，製品及び工程の環境側面の情報を効果的に伝達するための要求事項を提供している。**図 1** にこの規格が適用される幾つかの要素の概要を示す。

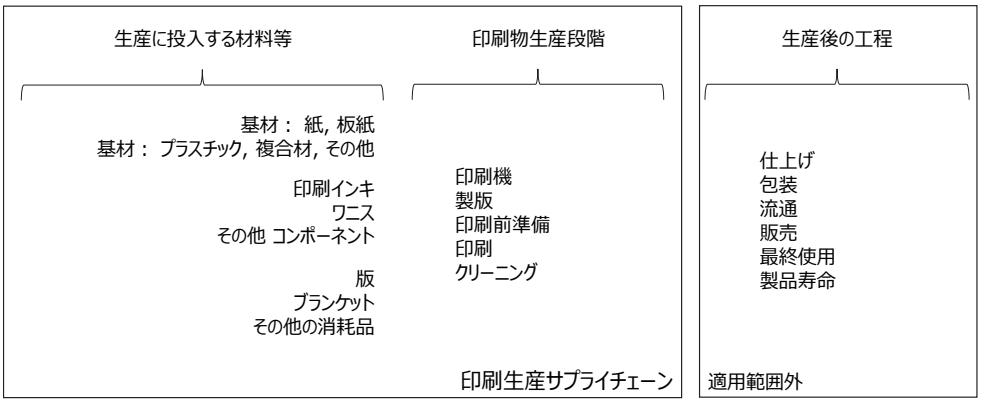


図 1－印刷物生産の要素

この規格に記載される要求事項及び基準は，一般的な印刷製品の技術的側面から，環境影響についての情報伝達を促進するものであって，それら自体は認証システムではない。

環境認証システムは，記載されている環境パフォーマンスの主張を確認するものであって，印刷技術及び印刷製品に関連した多くの環境認証プログラム，例えば，世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。